

**廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 委託業務の概要**

- (1) 委託業務名  
廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務
- (2) 事業の目的  
廃炉に向けた取組及び県の監視体制等に関する広報紙を制作し、県民へ配布することにより理解の促進を図る。
- (3) 事業内容  
別紙1「業務委託契約書(案)」及び別紙2「業務委託仕様書(案)」(以下、仕様書という)のとおり
- (4) 委託業務期間  
契約日から令和9年3月31日(水)まで

**2 委託契約額の上限**

金 10,268,720円(消費税及び地方消費税額の額を含む。)

**3 参加資格に関する事項**

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。  
(国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害等に起因するものの案件に限る。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしているもの若しくは再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く)。  
又は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の決定を受けた者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く)。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、また暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。
- (5) 募集開始から企画提案書等提出期限の日までに福島県から入札参加資格制限または指名停止を受けていないこと。
- (6) 直近2年間に本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。
- (7) 業務の遂行に当たり、県の要請に応じて即時に来庁し、業務の迅速かつ円滑な推進に必要な打合せや指示等に対応できる体制を整えていること。

- (8) 福島県の県税を滞納していないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納していないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて、質問がある場合は、「質問書」（様式第1号）を以下により提出することができる。

- (1) 受付期間

令和8年2月27日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出方法

福島県原子力安全対策課にFAXまたは電子メールにより提出すること。また、電子メールの件名は「【質問書】福島県原子力安全対策課 広報紙制作業務委託」とし、電子メール、FAXともに電話により送付した旨を伝えること。

なお、電話等による質問には応じない。

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県危機管理課のホームページに令和8年3月6日（金）までに公表する。

なお、電話等による個別回答は行わない。

#### 5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託プロポーザル 参加申込書」（様式第2号）を以下により提出すること。

なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期間

令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出方法

郵送、電子メール又はFAXにより提出すること。

電子メール又はFAXでの提出の場合は、電話により送付した旨を伝えること。

なお、電子メールの場合、件名は「【参加申込書】福島県原子力安全対策課 広報紙制作業務委託」とすること。

参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (3) 参加の辞退

参加申込み後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「参加申込辞退届」（任意様式）を提出すること。

#### 6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、上記5により「参加申込書」を提出の上、企画提案書等を以下により提出すること。

- (1) 提出期間

令和8年3月23日（月）17時まで（必着）

## (2) 提出方法

原子力安全対策課へ持参または郵送により提出すること。

電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

## (3) 企画提案書等

### ア 企画提案書（様式任意）

企画提案書では、別紙2「業務委託仕様書（案）」の委託内容に記載されている業務を円滑且つ着実に遂行できる提案を行うこと。

また、企画提案書には以下の内容を含むこと。

- ・業務実施体制（県との調整担当者は必ず設置すること。）
- ・業務実施スケジュール
- ・業務実績（直近2年間に本業務に類似する業務を実施した実績がわかるもので、実施年月日、業務内容、委託団体を明記すること。）
- ・広報紙を広く周知するための提案
- ・その他（本件委託業務に関する独自提案（任意）など）

### イ 別紙3「廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託プロポーザルの提案課題」に対する企画案（様式任意）

### ウ 再委託の予定がある場合は、相手先の名称、住所及び委託の具体的内容を記載してください。（様式第3号）

ただし、業務の主たる部分を再委託することはできません。業務の主たる部分とは、スケジュール、進捗管理、県との調整等とします。

### エ 見積書（様式任意）※消費税は、10%として積算してください。

### オ 法人等の概要（様式第4号）

### カ 役員一覧（様式第5号）

### キ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

## (4)提出部数

正本1部、副本6部

## 7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。

イ 見積書の金額が上記2に記載した委託契約額の上限を超過している場合。

ウ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合。

エ 提出書類に不備があった場合。

オ 同一の者から、2つ以上の企画提案書を提出した場合。

カ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ク 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

ケ 本実施要領に違反すると認められる場合。

コ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、「参加申込辞退届（任意様式）」を提出すること。

(3) その他

ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された企画提案書等は、返却しない。

ウ 提出された企画提案等は、提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製することがある。

エ 提出された企画提案書等は、企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象としない。

## 8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、本県は、審査員による審査を以って、その内容を総合的に審査の上、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。

(2) 審査会（書面）

提出のあった企画提案書に基づき、書面審査による審査会を行う。

**実施期間：令和8年3月23日（月）～27日（金）（予定）**

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、別紙4のとおりとする。

なお、総得点の6割を最低基準点として定め、最低基準点に満たない者については、業務委託予定者とししない。

(4) 審査結果

ア 審査結果

審査結果については、本プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、契約候補者の名称及びプロポーザルの参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）を福島県危機管理課のホームページに掲載する。

イ 審査結果に対する説明請求

本プロポーザルで選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して、10日（土日祝日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

なお、請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の法人名と審査時の総得点」のみを公表するものとする。

## 9 契約の締結等

- (1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、契約締結の協議を行う。
- (2) 契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。  
仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、変更を求める場合もある。
- (3) 契約金額は、協議結果に基づき作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。
- (4) 業務委託予定者と本県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった企画提案者と協議する。
- (5) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

- (6) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

## 10 スケジュール

事項	日時
プロポーザル実施要領の公表 (県危機管理課ホームページ)	令和 8 年 2 月 1 8 日 (水)
質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) 1 7 時まで
質問書の回答 (ホームページ)	令和 8 年 3 月 6 日 (金) までに公表
参加申込書の提出期限	令和 8 年 3 月 1 3 日 (金) 1 7 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 2 3 日 (月) 1 7 時まで
プロポーザル審査会 (書類審査)	令和 8 年 3 月 2 3 日 (月) から 令和 8 年 3 月 2 7 日 (金) まで
審査結果の通知及び業務委託予定者の 公表 (ホームページ)	令和 8 年 4 月上旬
契約締結	

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本産業規格 A 4 版とする。
- (3) 本事業の成果品の著作権は福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト等）については協議によるものとする。

## 12 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理部原子力安全対策課（担当：榎）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 北庁舎3階

電話：024-521-8054 FAX：024-521-8368

電子メール：[genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp](mailto:genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp)